

第4次国有林野施業実施計画書

第3次変更計画

(変更部分のみ)

(中越森林計画区)

計画期間 自 平成25年4月1日
至 平成30年3月31日

関東森林管理局

中越森林計画区の第4次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

民有林・国有林が連携して効率的な路網整備や間伐の実施等に取り組む森林共同施業団地の新規設定に伴い、森林共同施業団地の設定状況を変更する。

なお、本変更計画は、平成28年4月1日から適用する。

【変更項目】

8 その他必要な事項

(3) 森林共同施業団地

名 称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
湯沢町森林共同施業団地	民	107内	16	民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施	設定年月：平成26年3月 協定名：湯沢町森林整備推進協定 協定期間：平成26年3月～平成30年3月 協定相手方： ・湯沢町 ・新潟県南魚沼地域振興局長
	国	96内 99内	87		
南魚沼市山口地域森林共同施業団地	民	60内 61内	65	民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施	設定年月：平成27年9月 協定名：南魚沼市山口地域森林整備推進協定 協定期間：平成27年9月～平成30年3月 協定相手方： ・南魚沼市 ・南魚沼森林組合 ・株式会社戸田組
	国	168内 170全	271		